

県立中部病院サーバー室電源増設工事

2 0 2 2

沖縄県立中部病院

図 面 目 録		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
		サ イ ズ
E-00	図 面 目 録	N/S A-1
E-01	特記仕様書その①	N/S A-1
E-02	特記仕様書その②	N/S A-1
E-03	特記仕様書その③	N/S A-1
E-04	配置図・案内図	N/S A-1
E-05	電気設備機器 配線凡例	N/S A-1
E-06	幹 線 系 統 図	N/S A-1
E-07	地下 1 階電気室幹線図	S=1/100 A-1
E-08	1 階電気室幹線図	S=1/100 A-1
E-09	I S S 階幹線図	S=1/100 A-1
E-10	2 階電気室幹線図	S=1/100 A-1
E-11	増設サーバー電灯動力盤図 1	N/S A-1
E-12	増設サーバー電灯動力盤図 2	N/S A-1
E-13	増設M A C D T 切替盤図 1	N/S A-1
E-14	増設M A C D T 切替盤図 2	N/S A-1

沖縄県立中部病院	日付 2022.05.01	工事名称 県立中部病院 サーバー室電源増設工事	縮尺 N/S
	作図 施設管理技士 宮平	図面名称 特記仕様書 その①	図面番号 E-01

①
一
般
共
通
事
項

5 工事の余裕期間

(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。

(2) CORINS登録については、実工期間にて技術者の従事期間の登録を行う

(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は管理技術者の配置は、不要とする。

(4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。

(5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。

(6) 受注者は、余裕期間内ににおいて資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。

(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。

(8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

6 既成工期
(1.2.1)

⑦ 施工図等
(1.2.3)

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。

(2) 受注者は施行に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。

(3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書契約後30日以上、製作図及び施工図は工事着手前までに提出し承諾を受ける。

⑧ 設計図CADデータの貸与

⑨ 施工管理体制
(1.3.1)

(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア 現場施工に着手するまでの期間

・ 請負契約の締結の日翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。

※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工の着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ 検査完了後の期間

工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約期間中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札施工日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。

イ 受注者は、着手前と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

⑩ 主任技術者等の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等が指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。

※資格の区分1

次のイ又はロに掲げるもの

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者

ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者

章

項 目

特 記 事 項

章

項 目

特 記 事 項

章

項 目

特 記 事 項

⑮ 養生材の処理等
(1.3.9)

	養生材の種類及び処理方法		
引渡しを要するもの	○ 無	・ 有	（図示）
特別管理産業廃棄物	○ 無	・ 有	（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	○ 無	・ 有	（図示）

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されますので、適正に処理すること。

(3) 建設リサイクルの推進について

受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」）コプリスという。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源促進計画書」を監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50Km以内に以下のお施設がない場合は、この限りではない。

①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出

②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出

⑯ 工事の保険等

17 ゆいくる材について

(5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費（平時受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について

ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付土木技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。

ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付土木技第942号）」に基づき、適正に処理すること。

(7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収に要する機器、配管等がある場合は、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。

※火災保険

※組立保険

※請負業者賠償責任保険

・建設工事保険

・労働災害総合保険

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。

ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。

イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。

ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。

(1) ゆいくる材の利用

ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。せれ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。

イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。

ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することが出来ない場合は、診材を使用する。

(2) ゆいくる材の品質管理

ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。

イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。

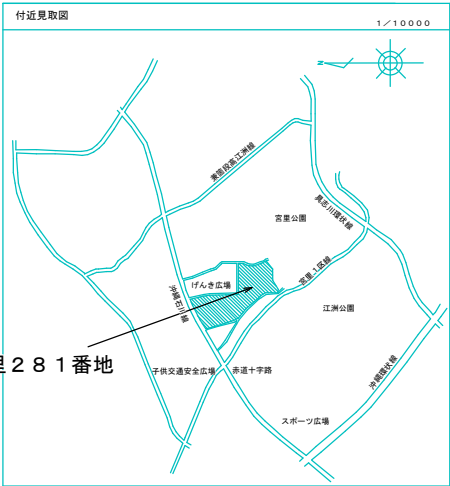
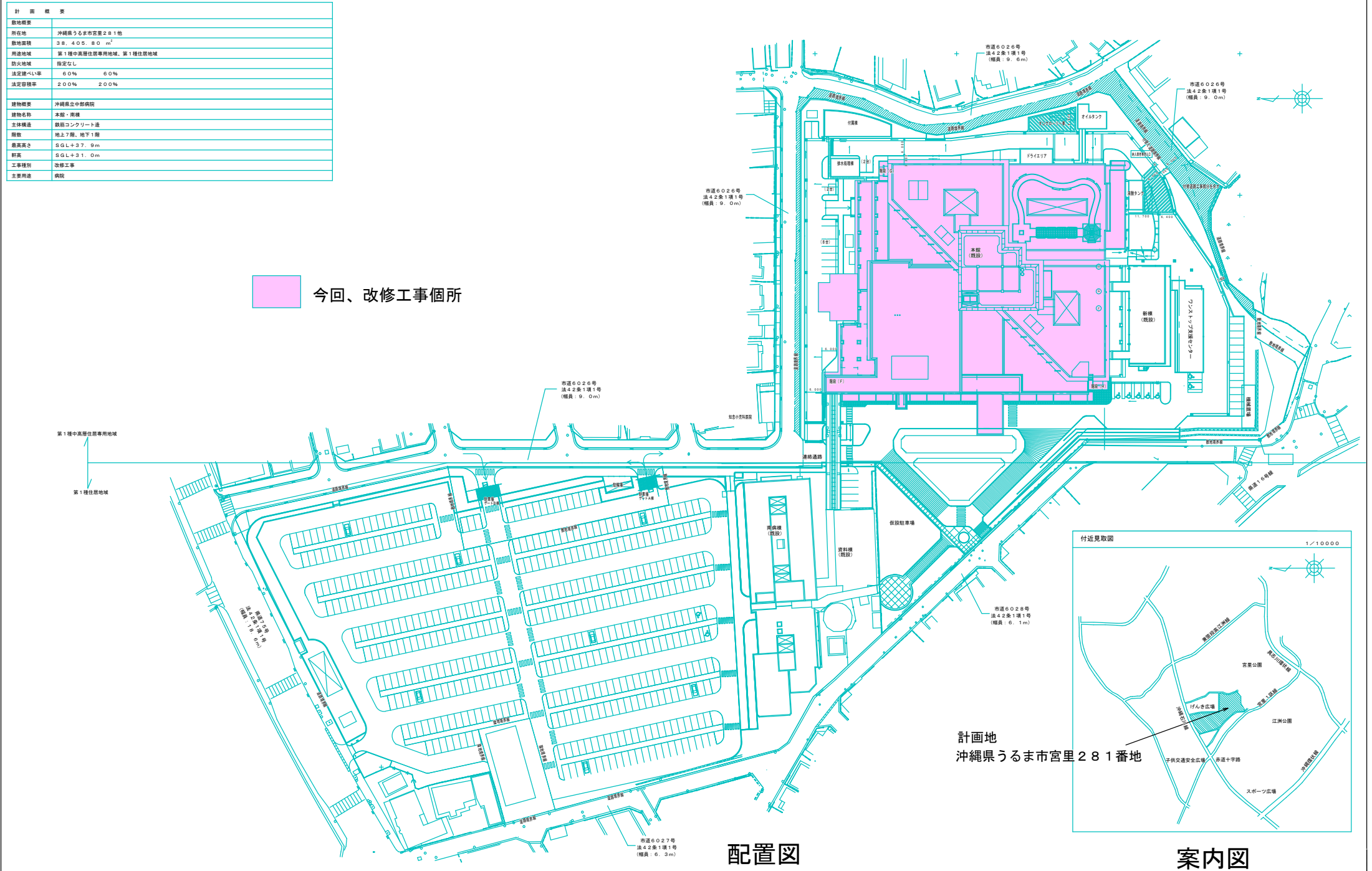
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試験採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了時後に行う現場簡易試験を監督員等の立会いのもと、実施しなければならない。

エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。

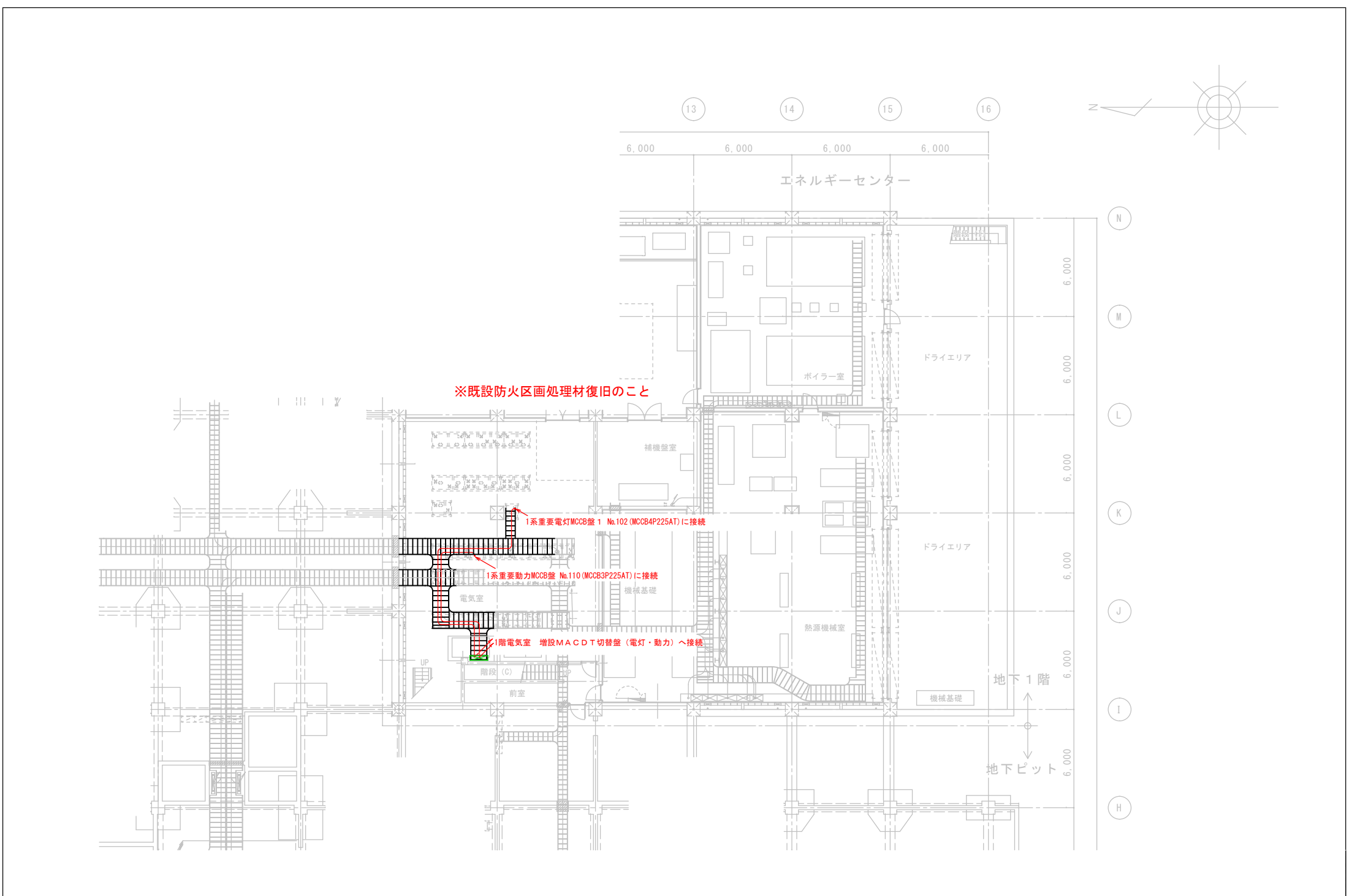
中縄県立中部病院	日付	工事名称	縮尺
	2022. 05. 01	県立中部病院 サーバー室電源増設工事	N/S
	作図	図面名称	図面番号
	施設管理技士 宮平	特記仕様書 その②	E-02

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	特 記 事 項																																																																																																																																																																			
18	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものと する。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」）一般社団法人公共 建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	24	仮設工事 (2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受託者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・ 設置する（ ・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量													別表－1（関連工事との取り扱い） <table><tr><th colspan="2">工事内容</th><th>本工事</th><th>別途工事</th></tr><tr><th></th><th></th><th>電気</th><th>機械 建築</th></tr><tr><td rowspan="4">機器の基礎</td><td>屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>架台、アンカーボルト</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">貫通スリーブ （はり、床、壁）</td><td>スリーブ</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>補強鉄筋</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="2">箱入れ （はり、床、壁）</td><td>スリーブの穴埋め</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>箱入れ</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">箱入れ （はり、床、壁）</td><td>補強鉄筋</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>型枠の穴埋め</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">天井、壁切り込み</td><td>型出し</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>開口部補強</td><td>軽量鉄骨天井、壁下地</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>インサート</td><td>インサート</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="8">電気配管配線</td><td>換気扇の取付枠</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作ｽｲｯﾁ間の配線</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>上記の配線</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>パッケージ型空調調和器などで屋内機と屋外機との間の配管</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>上記の配線</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>電極棒及びﾌﾛｰﾄﾞｽｲｯﾁの本体</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="3">自動制御</td><td>上記の配管、配線</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>電気配管</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>電気配線</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">浄化槽</td><td>電源供給</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>操作盤までの1次側電気工事</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td rowspan="2">建具類駆動装置</td><td>操作盤以降の2次側電気工事</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td>建具類電動駆動装置の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td rowspan="2">自動閉鎖装置</td><td>上記の配管</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td>自動閉鎖装置取り付け箇所切り込み及び補強</td><td>・</td><td>※</td></tr><tr><td></td><td>上記の配管、配線</td><td>※</td><td>・</td></tr><tr><td colspan="6">※配線は接続を含むものとする。</td></tr><tr><td rowspan="3">20</td><td rowspan="3">技術検査 (1.6.2)</td><td rowspan="3">中間技術検査を行う。実施回数及び治現する段階は以下による。 （ ）</td><td rowspan="3">25</td><td rowspan="3">土工事 (2.2.1)</td><td rowspan="3">⑯ 塗装工事 (2.7.1)</td><td rowspan="3">⑰ 機材</td><td rowspan="3">⑱ 施工</td><td rowspan="3">⑲ 耐震施工</td><td rowspan="3">28</td><td rowspan="3">磁気深査</td><td rowspan="3">⑳ その他</td></tr><tr></tr><tr></tr><tr><td rowspan="3">21</td><td rowspan="3">完成時の提出図書 (1.7.1)</td><td rowspan="3">(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品 することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下 「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議する ものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄 建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化ファイル フォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上、 決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に 提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを 作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との 協議により決定する。</td><td rowspan="3">22</td><td rowspan="3">情報共有システム の使用</td><td rowspan="3">本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネッ ト環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督 員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8/10 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介 して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて それらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、1件当たり67,000円に消費税 相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県CALSシステム運営業務」を受託している 者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払い の事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込 みの写し等）を提出）。</td><td rowspan="3">23</td><td rowspan="3">墜落防止用器具</td><td rowspan="3">・ 墜落防止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に 到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜 落防止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発 0622第2号）を遵守すること。</td></tr><tr></tr><tr></tr></table>				工事内容		本工事	別途工事			電気	機械 建築	機器の基礎	屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※	屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※	屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）	※	・	架台、アンカーボルト	※	・	貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・	補強鉄筋	・	※	箱入れ （はり、床、壁）	スリーブの穴埋め	※	・	箱入れ	※	・	箱入れ （はり、床、壁）	補強鉄筋	・	※	型枠の穴埋め	※	・	天井、壁切り込み	型出し	※	・	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・	※	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※	インサート	インサート	※	・	電気配管配線	換気扇の取付枠	・	※	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作ｽｲｯﾁ間の配線	※	・	上記の配線	・	※	パッケージ型空調調和器などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・	上記の配線	・	※	電極棒及びﾌﾛｰﾄﾞｽｲｯﾁの本体	・	※	自動制御	上記の配管、配線	※	・	電気配管	・	・	電気配線	・	・	浄化槽	電源供給	※	・	操作盤までの1次側電気工事	※	・	建具類駆動装置	操作盤以降の2次側電気工事	・	※	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ	・	※	自動閉鎖装置	上記の配管	※	・	自動閉鎖装置取り付け箇所切り込み及び補強	・	※		上記の配管、配線	※	・	※配線は接続を含むものとする。						20	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び治現する段階は以下による。 （ ）	25	土工事 (2.2.1)	⑯ 塗装工事 (2.7.1)	⑰ 機材	⑱ 施工	⑲ 耐震施工	28	磁気深査	⑳ その他	21	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品 することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下 「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議する ものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄 建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化ファイル フォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上、 決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に 提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを 作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との 協議により決定する。	22	情報共有システム の使用	本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネッ ト環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督 員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8/10 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介 して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて それらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、1件当たり67,000円に消費税 相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県CALSシステム運営業務」を受託している 者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払い の事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込 みの写し等）を提出）。	23	墜落防止用器具	・ 墜落防止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に 到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜 落防止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発 0622第2号）を遵守すること。
						設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																																																																																
工事内容		本工事	別途工事																																																																																																																																																																						
		電気	機械 建築																																																																																																																																																																						
機器の基礎	屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※																																																																																																																																																																						
	屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	※																																																																																																																																																																						
	屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）	※	・																																																																																																																																																																						
	架台、アンカーボルト	※	・																																																																																																																																																																						
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・																																																																																																																																																																						
	補強鉄筋	・	※																																																																																																																																																																						
箱入れ （はり、床、壁）	スリーブの穴埋め	※	・																																																																																																																																																																						
	箱入れ	※	・																																																																																																																																																																						
箱入れ （はり、床、壁）	補強鉄筋	・	※																																																																																																																																																																						
	型枠の穴埋め	※	・																																																																																																																																																																						
天井、壁切り込み	型出し	※	・																																																																																																																																																																						
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・	※																																																																																																																																																																						
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※																																																																																																																																																																						
インサート	インサート	※	・																																																																																																																																																																						
電気配管配線	換気扇の取付枠	・	※																																																																																																																																																																						
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※																																																																																																																																																																						
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・																																																																																																																																																																						
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作ｽｲｯﾁ間の配線	※	・																																																																																																																																																																						
	上記の配線	・	※																																																																																																																																																																						
	パッケージ型空調調和器などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・																																																																																																																																																																						
	上記の配線	・	※																																																																																																																																																																						
	電極棒及びﾌﾛｰﾄﾞｽｲｯﾁの本体	・	※																																																																																																																																																																						
自動制御	上記の配管、配線	※	・																																																																																																																																																																						
	電気配管	・	・																																																																																																																																																																						
	電気配線	・	・																																																																																																																																																																						
浄化槽	電源供給	※	・																																																																																																																																																																						
	操作盤までの1次側電気工事	※	・																																																																																																																																																																						
建具類駆動装置	操作盤以降の2次側電気工事	・	※																																																																																																																																																																						
	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作ｽｲｯﾁ	・	※																																																																																																																																																																						
自動閉鎖装置	上記の配管	※	・																																																																																																																																																																						
	自動閉鎖装置取り付け箇所切り込み及び補強	・	※																																																																																																																																																																						
	上記の配管、配線	※	・																																																																																																																																																																						
※配線は接続を含むものとする。																																																																																																																																																																									
20	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び治現する段階は以下による。 （ ）	25	土工事 (2.2.1)	⑯ 塗装工事 (2.7.1)	⑰ 機材	⑱ 施工	⑲ 耐震施工	28	磁気深査	⑳ その他																																																																																																																																																														
21	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品 することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下 「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議する ものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄 建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化ファイル フォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上、 決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に 提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを 作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との 協議により決定する。	22	情報共有システム の使用	本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネッ ト環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督 員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8/10 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介 して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて それらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、1件当たり67,000円に消費税 相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県CALSシステム運営業務」を受託している 者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払い の事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込 みの写し等）を提出）。	23	墜落防止用器具	・ 墜落防止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に 到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜 落防止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発 0622第2号）を遵守すること。																																																																																																																																																																	

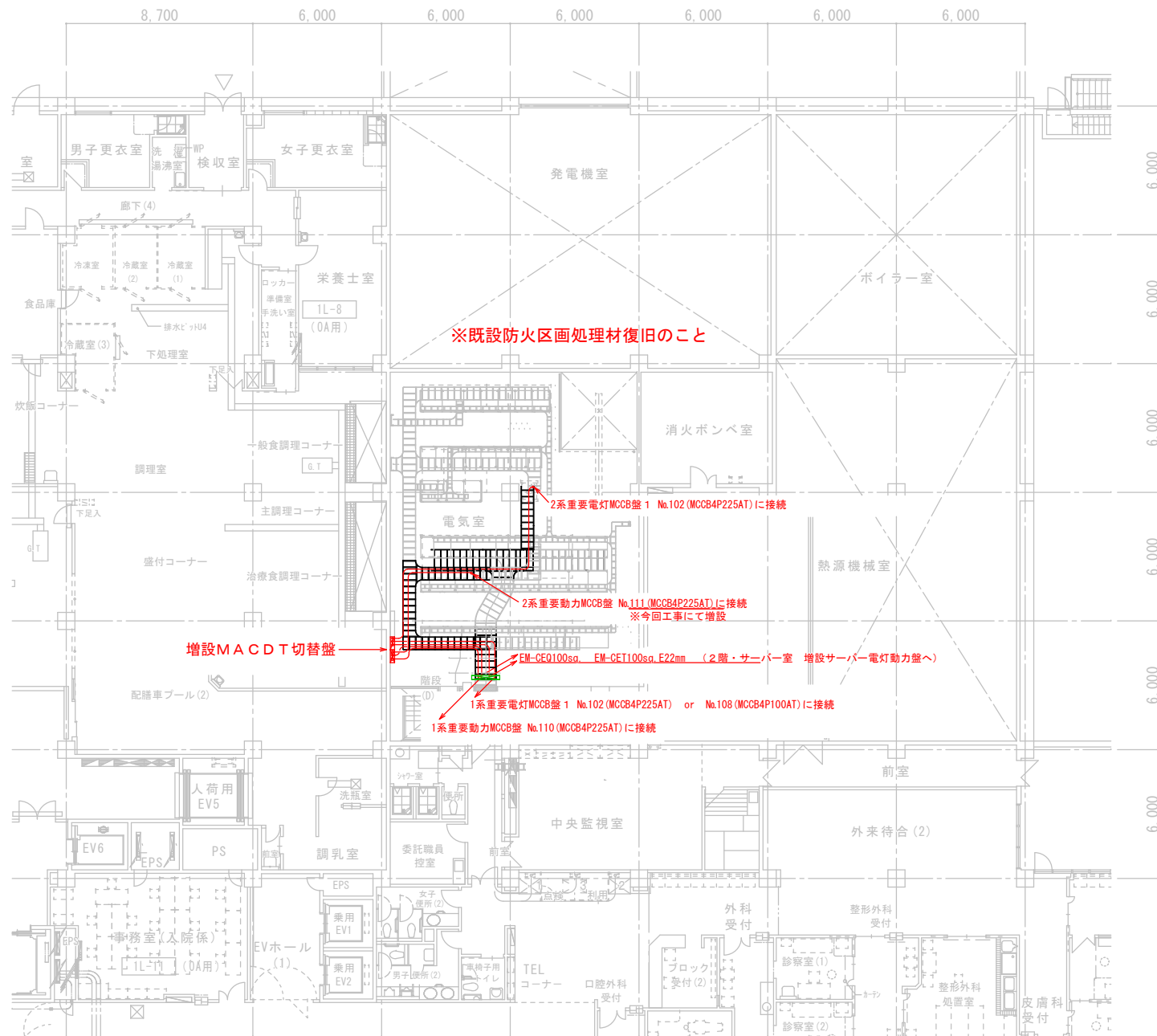
計 画 概 要	
敷地概要	
所在地	沖縄県うるま市宮里281地
敷地面積	38,405.80 m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
防火地域	指定なし
法定建ぺい率	60% 60%
法定容積率	200% 200%
建物概要	沖縄県立中部病院
建物名称	本館・南棟
主体構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上7階、地下1階
最高高さ	SGL+37.9m
軒高	SGL+31.0m
工事種別	改修工事
主要用途	病院

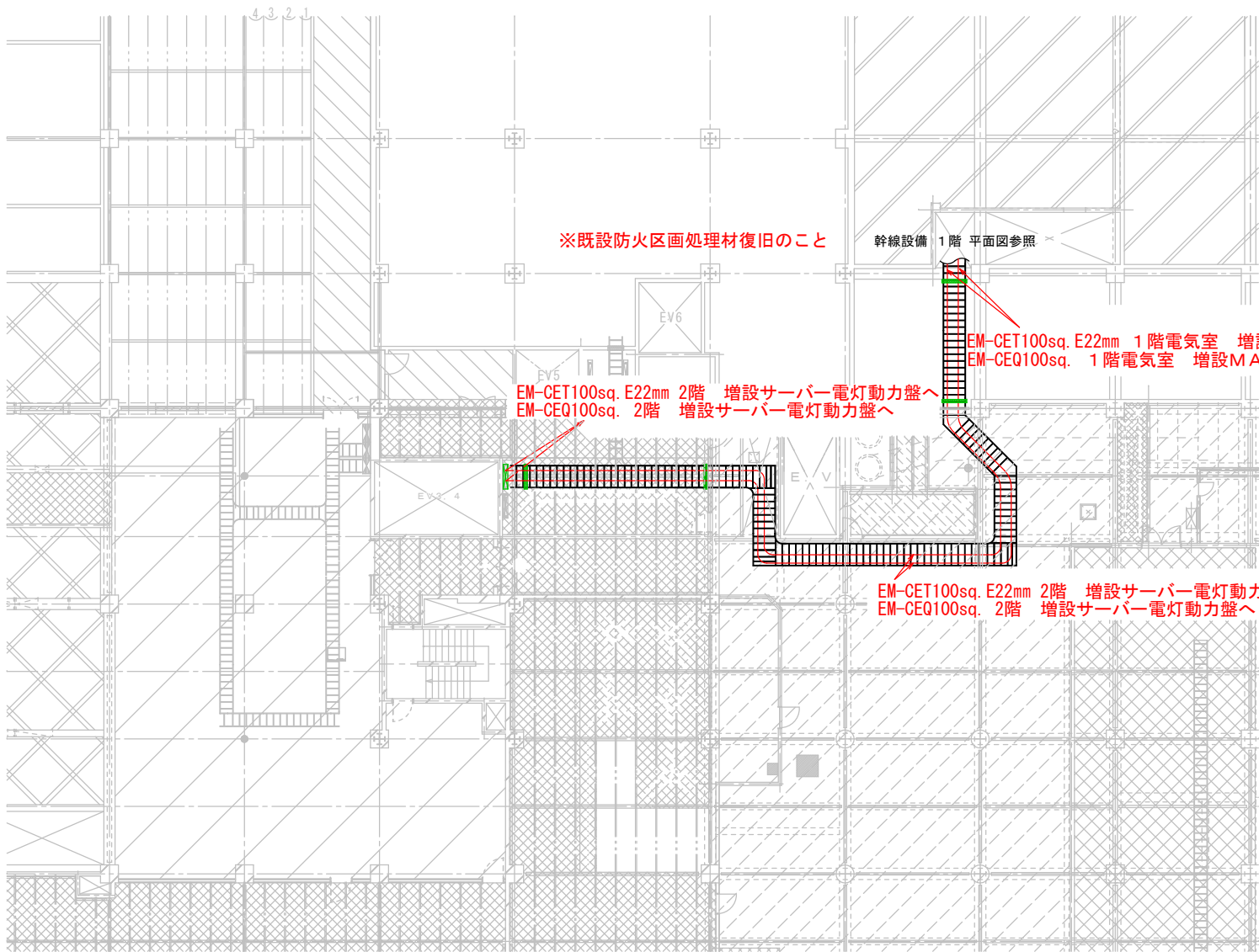


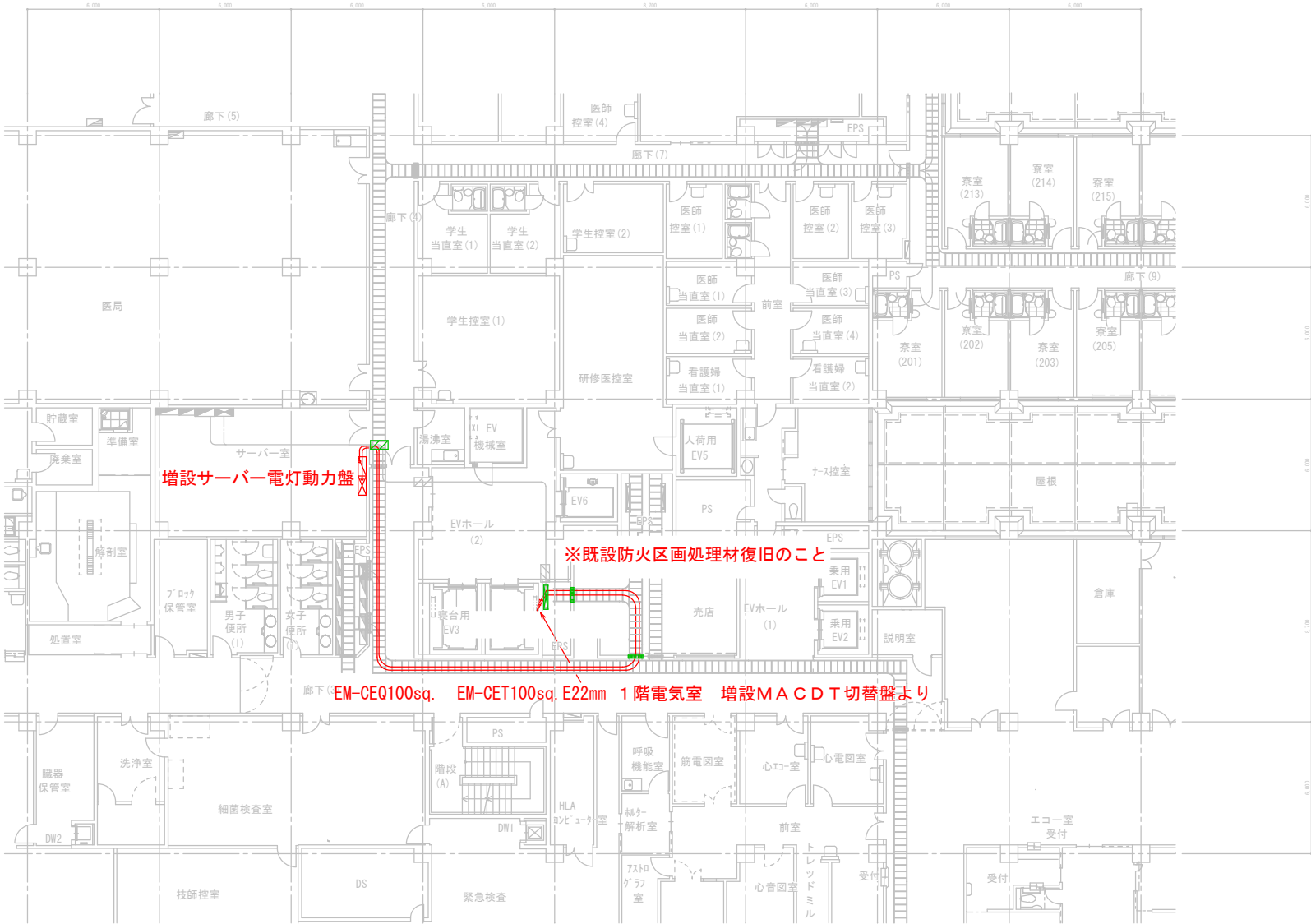
沖縄県立中部病院



沖縄県立中部病院	日付	2022. 05. 01	工事名称	県立中部病院 サーバー室電源増設工事	縮尺	1/100
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	地下1階電気室幹線図	図面番号	E-07





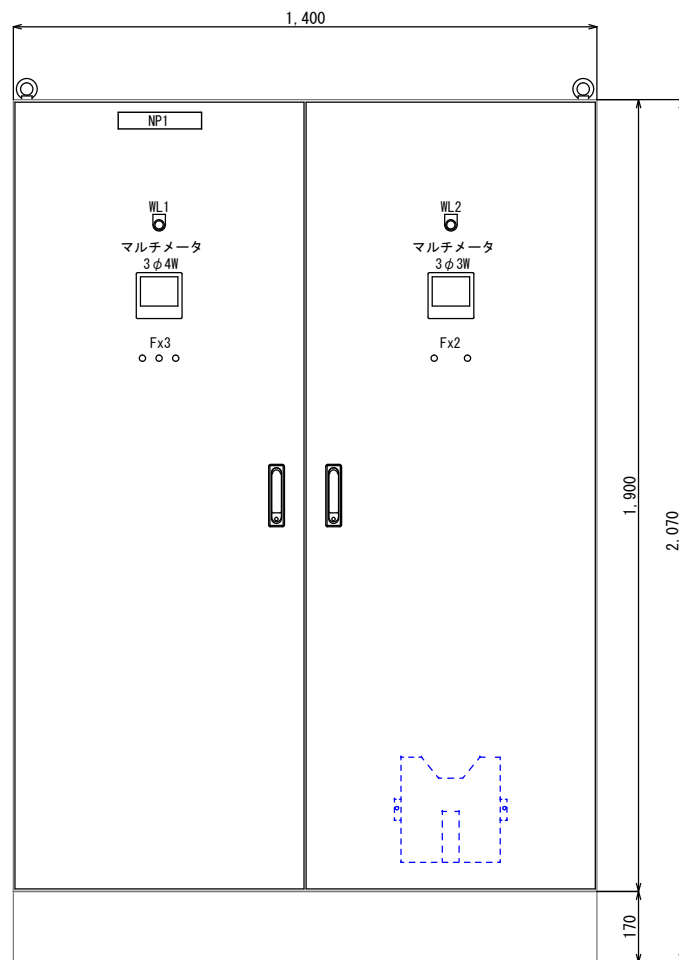


増設サーバー電灯動力盤

※既設防火区画処理材復旧のこと

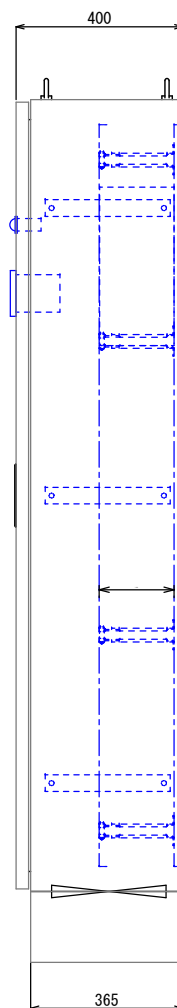
廊下(EM-CEQ100sq, EM-CET100sq, E22mm) 1階電気室 増設MACDT切替盤より

※増設サーバー電灯動力盤ブレーカー2次側から各サーバー機器床下までのコンセント設置も含む

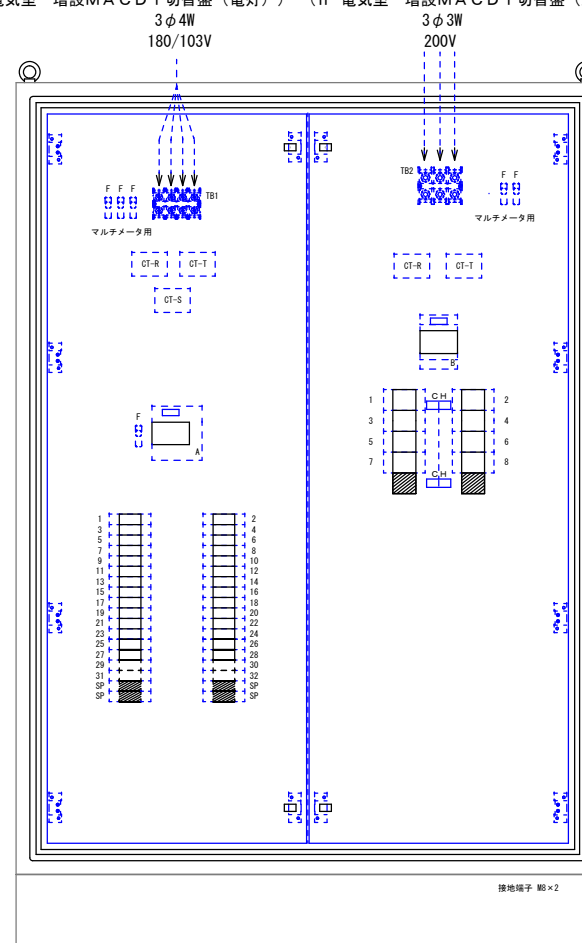


名称欄記入文字

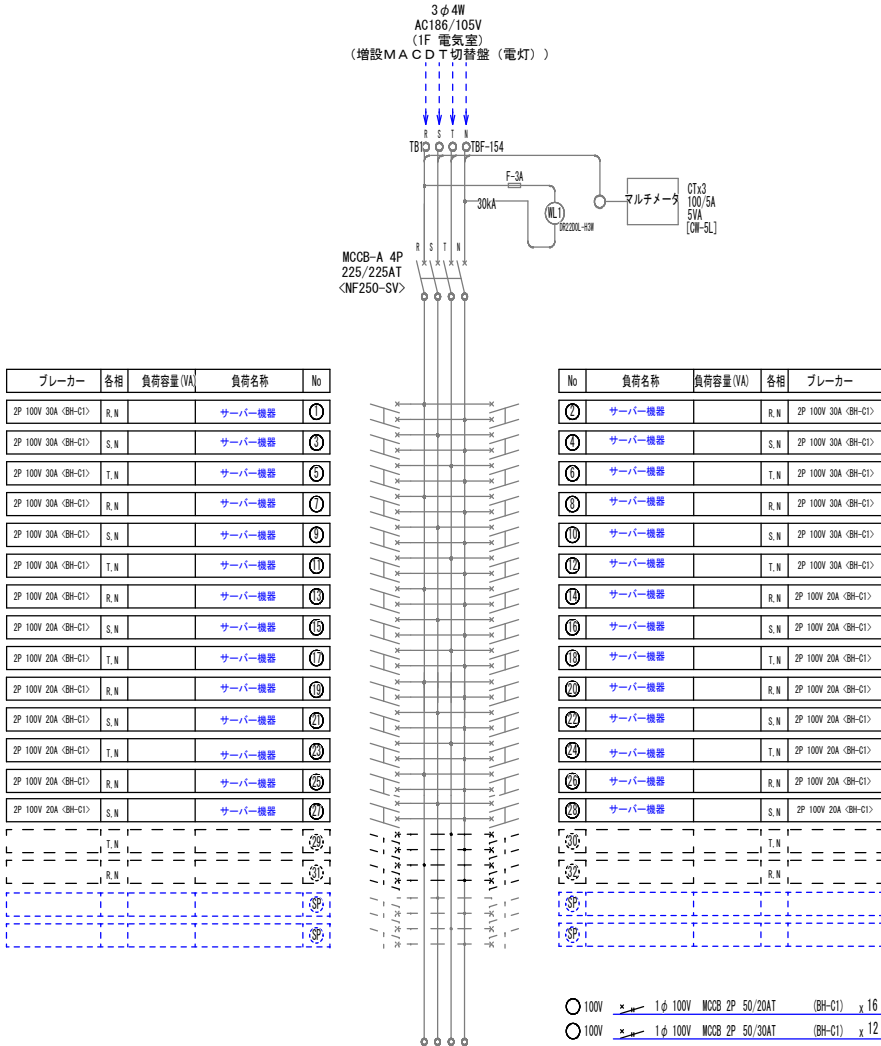
NP1	サーバ室用分電盤2
WL1	3φ4W 商用電源
WL2	3φ3W 1F電気室



(1F 電気室 増設MACDT切替盤(電灯)) (1F 電気室 増設MACDT切替盤(動力))

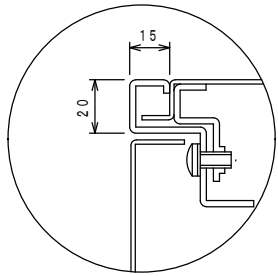
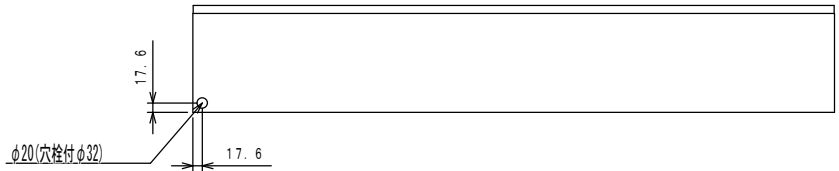
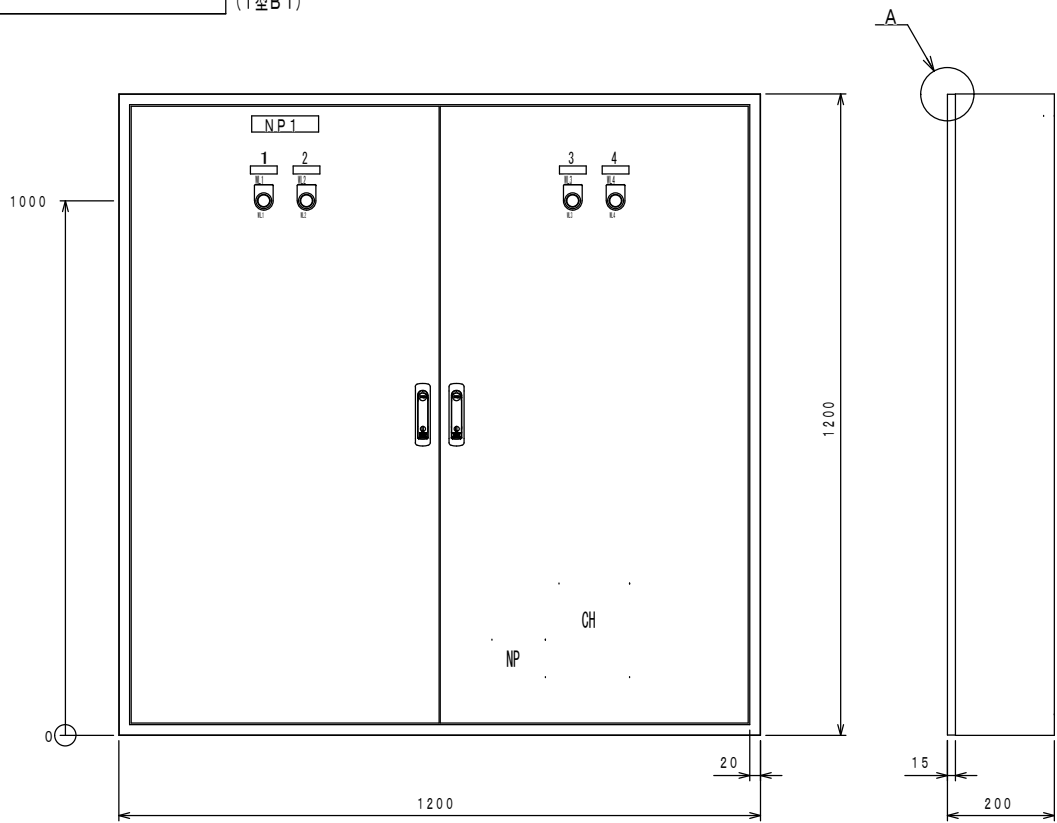


キャビネット仕様		形式：		屋内用自立形		塗装仕様	
箱 体	SPC-2.3t	保護板	SPC-1.6t	外面	H22-90B(2.5Y9/1)		
扉	SPC-2.3t	機器取付板	SPC-2.3t	内面	H22-90B(2.5Y9/1)		
ハンドル	H-87 Key-No.0200	基 台	SPC-3.2t	仕様	粉体塗装		

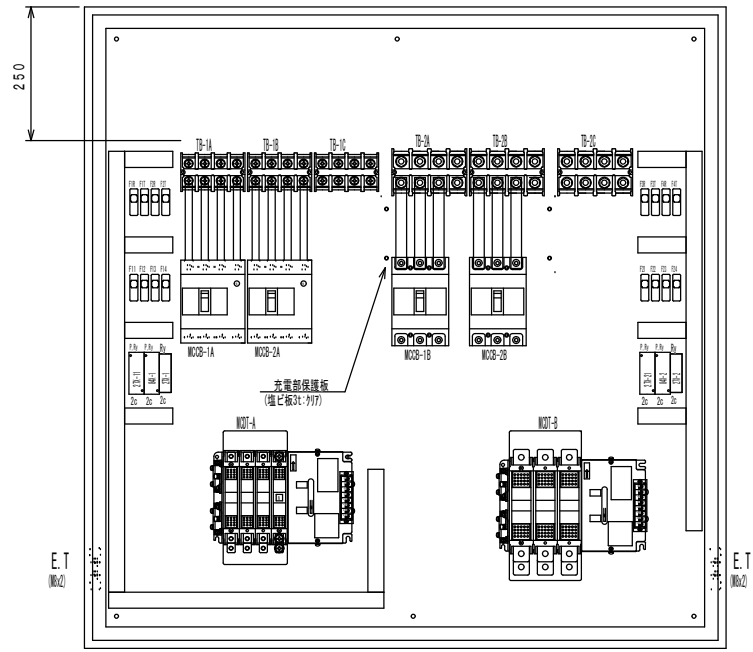


銘板名称一覧

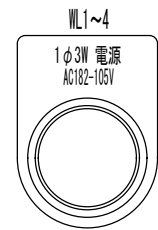
NP 1	電気室MCDT切替壁	(1型C1)
1		(1型B1)
2		(1型B1)
3		(1型B1)
4		(1型B1)



A部断面詳細



表示灯銘板詳細

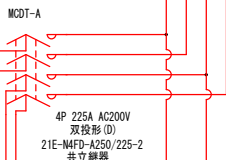
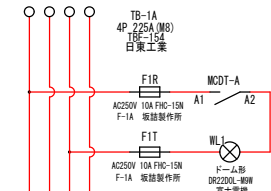


1 系統：重要電灯

3φ4W 60Hz
AC182/105V
(CVQ100sq)

1R 1S 1T 1N

V V V V



V V V V

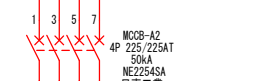
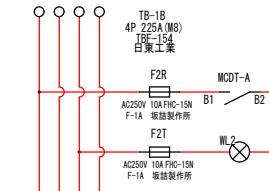
増設サーバー電灯動力盤（電灯）へ

2 系統：重要電灯

3φ4W 60Hz
AC182/105V
(CVQ100sq)

2R 2S 2T 2N

V V V V



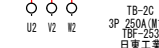
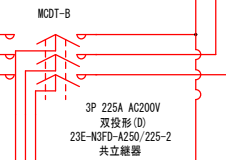
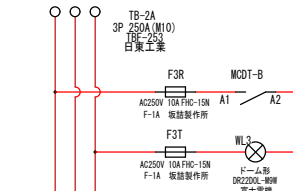
V V V V

1 系統：重要動力

3φ3W 60Hz
AC 200V
(CVT100sq)

3R 3S 3T

V V V



V V V

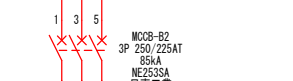
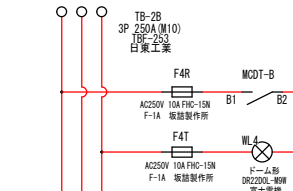
増設サーバー電灯動力盤（動力）へ

2 系統：重要動力

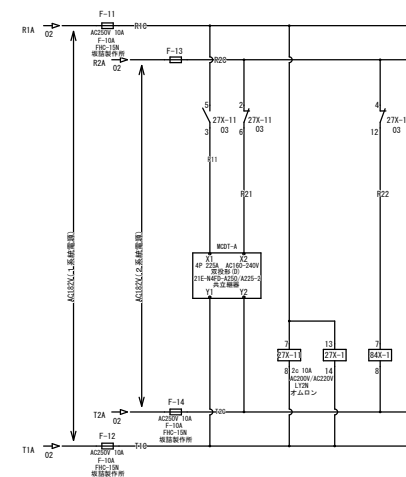
3φ3W 60Hz
AC 200V
(CVT100sq)

4R 4S 4T

V V V



V V V



※MCDTの制御は、1系統の電源を優先回路といたします。

